

八幡市テニス協会
団体登録会員代表者 様
チーム対抗戦代表者 様

コロナ禍での理事長杯チーム対抗戦における緩和処置について

やっと朝夕が涼しくなり、食欲やスポーツの秋が訪れようとしている昨今ですが、世界はまだまだコロナ禍で拡散防止の為、防止対策や自粛ムードは消えていません。

近隣市町村でも、早くから年間行事を全て中止にしたり、テニスでも上位府大会や府民総体も日程を短縮したり、親睦大会等に変更して開催するなど対応に苦労されています。

八幡市テニス協会でも、コロナ終息するまでの間は 各大会において、試合開始前に体調のヒアリングやチェックシート等で感染拡散防止の対策をさせて頂いております。

したがって、今回、とりあえず本年度に限り、人数が集まらなると、ゲームが行えないチーム対抗戦において。特例として選手登録の緩和処置を導入させて頂く事となりました。

特別緩和ルール：10月3日の団体登録・チーム対抗戦申込後の試合当日において、登録選手がコロナ等の感染・濃厚感染者の疑いでの待機要請・クラスター発生等の為、参加人数未達となった場合に、**未登録の非会員を3人迄新規登録を許可**する事にしました。(今まで通りチーム登録していない会員は枠内で増員可能です) **登録済の選手の変更登録は出来ません**。

例A:団体登録6人、チーム登録6人のケースで3人不参加になってしまった。

登録選手6人に協会員6人(協会員は12人枠内で追加可)+新規登録者3人可 計15人

例B:団体登録12人、チーム登録12人のケースで9人不参加になってしまった。

チーム登録選手12人+新規登録者3人可 計15人

例C:団体登録6人、チーム登録6人のケースで4人不参加になってしまった。

チーム登録選手6人+協会員1人+新規登録者3人可 計10人

チーム登録は最低6～12名なので、他団体等の協会員は現ルール通り枠内12名まで追加登録可能で有、更に協会員登録をしていない選手を当日3人まで登録できるという緩和ルールにします。

事前に選手集めで苦労され、万全の準備をされている代表者の方々からは、不満の声が上がるかもしれませんが、試合は1カ月2カ月後の事で有、いつ第3波のクラスターになるかもしれませんので、理事会において協議の上の対策とさせて頂きましたので、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

追伸：団体登録だけの受付も10月3日(土) 市民交流センターで行いますが、当日書類と登録費を持参出来ない団体の方は郵送でも受付しております。

×切日	10月2日着	申込書の着と振込の着金、両方が 確認出来るものに限定させて頂きます
振込先	三菱UFJ銀行 ぐずは支店 普通 3911151 アリマ カツノリ	
郵送先	〒614-8055	八幡市八幡柿ヶ谷7-1スクエア柿ヶ谷211
	有馬 克式	TEL:090-2197-5288